

福島県災害時医薬品等備蓄供給事業 に関するQ & A

- Q 1 : 災害発生時に供給する医薬品、衛生材料等について、予め備蓄しておく期限切れ等の心配はないか。
- A 1 : 本県の災害時医薬品等の備蓄供給事業は、医薬品については「福島県医薬品卸組合」、衛生材料等については「福島県医療機器販売業協会」に委託しており、備蓄については、ランニング（医薬品等営業所が流通在庫の中で管理を行う）方式を採用していますので、その心配はありません。
- Q 2 : 医薬品等の供給要請を管轄の保健福祉事務所（保健所）に行った後、配送についてはどうなるのか。
- A 2 : 保健所から担当の医薬品等卸営業所（以下、卸幹事営業所と略。）へ連絡が行き、卸幹事営業所は供給要請者に医薬品、衛生材料等を搬送します。
なお、卸幹事営業所の搬送車両は「緊急通行車両標章（交通規制の制約を受けない）」の事前許可を警察署へ行っています。
- Q 3 : 卸幹事営業所が被災した場合はどのような対応を行うのか。
- A 3 : 各医療圏毎（南会津医療圏は会津医療圏と同一）に、2時的供給体制として卸幹事営業所以外の医薬品卸等からも、毎月在庫品目及び数量の報告を保健福祉事務所（保健所）で受けており、この在庫の中から供給することになっています。
なお、医療圏内で医薬品等が不足する事態が生じた場合は、医療圏外からも医薬品等を供給することになっています。
- Q 4 : 供給要請受付の窓口である保健福祉事務所（保健所）に被災等何らかの理由で連絡が取れない場合はどうするのか。
- A 4 : 福島県保健福祉部薬務課（電話024-521-7232）又は医薬品については「福島県医薬品卸組合（電話024-951-2525）」、衛生材料等については、「福島県医療機器販売業協会（電話024-941-8171）」へ連絡して下さい。なお、医療ガス等の供給要請受付窓口は、保健福祉事務所（保健所）の被災等の有無に関わらず、福島県保健福祉部薬務課（電話024-521-7232）となります。
- Q 5 : 災害発生時の「災害」とは何を想定しているのか。
- A 5 : 災害発生時の「災害」とは、自然災害（地震、風水害、火山爆発等）や人的災害（航空機事故、列車事故、テロ等）など、考えられるすべての災害について想定しています。なお、感染症予防法に基づく市町村が行う予防措置も含まれています。
- Q 6 : 被害想定のうち要治療予想人口をどの程度としているのか。
- A 6 : 県人口の1%と捉え、それに必要な医薬品を備蓄している。また、必要最低医薬品備蓄金額は、薬価基準換算で4,000万円以上としている。
- Q 7 : 供給要請した医薬品等の支払いはどうなるのか。
- A 7 : 供給要請者が供給先に直接代金の支払いをすることになります。ただし、「激甚災害の指定」を受けた場合、「災害救助法」に基づいて供給された医薬品等は国が支払いを行うことになります。
- Q 8 : 「支援医薬品（無償提供医薬品）」は、どのように要請者に供給するのか。
- A 8 : 県が関係団体の協力を得て要請者に供給することになります。